

## デジタル・ファシズム

金子 勝

### はじめに

新型コロナウイルス感染症（肺炎）のパンデミック<sup>(1)</sup>（Pandemic：世界的大流行）は、各国の国民の生命・健康・生活と経済活動・文化活動・医療活動の破滅をもたらしているだけでなく、各国の国家社会（国家の統治する社会＝国）の「病理」をもあぶり出した。そのため、各国で、新型コロナウイルスの跳梁を可能にした国家社会に代る新たな国家社会の追究が始まった。

日本国では、二〇二〇年九月一六日に発足した菅義偉内閣が、新たな国家社会への転換を提起した。

その提起とは、菅内閣総理大臣が、二〇二〇年一〇月二六日召集の第二十三回国会における「所信表明演説」<sup>(2)</sup>で示したもので、その内容は、次の通りである。

(1)「今回の感染症では、行政サービスや民間におけるデジタル化の遅れ、サブライチェーン（供給網——引用者）の偏りなど、様々な課題が浮き彫りになりました。デジタル化をはじめ大胆な規制改革を実現し、ウィズコロナ、ポストコロナの新しい社会をつくりまします」。「役所に行かずともあらゆる手続ができる。地方に暮らしていてもテレワークで都会と同じ仕事ができる。都会と同様の医療や教育が受けられる。こうした社会を実現します」。

「そのため、各省庁や自治体の縦割りを打破し、行政のデジタル化を進めます。今後五年で自治体のシステムの統一、標準化を行い、どの自治体にお住いでも行政サービスをいち早くお届けいたします」。

「マイナンバーカードについては、今後二年半のうちにはほぼ全国民に行き渡ることを目指し、来年三月から保険証とマイナンバーカードの一体化を始め、運転免許証のデジタル化も進めます」。

「こうした改革を強力に実行していく司令塔となるデジタル庁を設立いたします。来年の始動に向け、省益を排し、民間の力を大いに取り入れながら、早急に準備を進めます」。

(2)「私が目指す社会像は、自助、共助、公助、公助、そして絆です。自分でできることは、まず、自分でやってみる。そして、家族、地域で互いに助け合う。その上で、政府がセーフティネットでお守りする。そうした国民から信頼される政府を目指します」。

「そのため、行政の縦割り、既得権益、そして、悪しき前例主義を打破し、規制改革を全力で進めます。国民のために働く内閣として改革を実現し、新しい時代をつくり上げてまいります」。

菅内閣総理大臣が提示した新しい国家社会とは、デジタル (digital) インターネット利用が動かす国家社会——「デジタル型国家社会」であり、そして、その内実は、「自助・共助・公助」の順位的秩序を国家秩序となし、その秩序をデジタルを用いて実働させる「優生主義的国家社会」である。

なぜ、「優生主義的国家社会」と言うのか。また、「デジタル型優生主義的国家社会」とは、どのような国家社会なのか。

## I 「デジタル・ファシズム」

菅内閣総理大臣が目指すとする国家社会の柱となる「自助・共助・公助」という順位の秩序は、経済的政治的肉体的精神的に優れた者（強者）のみが幸福になればいいという「優生主義」の秩序の思想的表現であり、そして、その順位の秩序を前提とする「絆」とは、弱者を排除した強者間の優生的結合のことである。従って、「公助」は、その弱者に対する場合は、名目的となり、その強者に対する場合は、実質的となる。

この優生主義的思考及び絆は、ドイツのヒトラー・国家社会主義ドイツ労働者党（ナチス）政権（一九三三年一月三〇日成立）が、障礙者（統合失調症、てんかん、麻痺、梅毒、知的障礙、脳炎と診断された患者、犯罪的な精神病患者として施設に拘禁されているすべての人）の殺害（ヒトラーによる一九三九年一〇月の発令から一九四一年八月の中止命令までに、七万二七三人）<sup>(3)</sup>、知的障礙者とされた人の断種（四〇万人以上）<sup>(4)</sup>、ユダヤ人虐殺（推定六〇〇万人）<sup>(5)</sup>を行った思考及び絆と同類のものであり、「ファシズム」の思考及び絆である。

「ファシズム」[fascismo (イタリア語)]、[Faschismus (ドイツ語)]、[fascismo (スペイン語)]、[fascism (英語)]、イタリア語のファッシヨ [Fascio (棒の束)] から、個人の尊重を否定し、全体を体現するとする国を統轄する国家や民族への偏重を求める全体主義の意味に)は、民主政治を利用したり・破壊したりして出現し、思想的独裁と暴力的独裁を実行するが、イタリアを母国とし、イタリアのムッソリーニ・国家ファシスト党政権の成立（一九二二年一〇月三一日）、

ドイツのヒトラー・国家社会主義ドイツ労働者党(ナチス)政権の成立(一九三三年一月三〇日)、スペインのフランコ・軍事独裁政権の成立(一九三九年四月一日)(以上、個人独裁型ファシズム)、日本(大日本帝国)の近衛文麿・軍国主義天皇制政権の成立<sup>(6)</sup>(一九四〇年七月二三日)(組織独裁型ファシズム)によって、先駆的に展開された全体主義的反共産主義・反民主主義専制政治体系のことである<sup>(7)</sup>。

「ファシズム」は、資本主義を守る・強くするために、資本主義の矛盾を独裁的暴政で克服しようとする政治体系である。即ち、国家が、民衆による「改革」や「革命」の道を遮断した上で、デマゴギー(Demagogie) 事実に対する謀略的・煽動的宣伝)を用いて、民衆の不満や欲望を利用して、民衆に対して「改革」や「革命」の実行を言いながら、民衆に対して「反動的反民主的改革」や「反革命」(民衆暴虐体制)を実行する政治体系であり、また、「平和」を掲げながら「侵略」を、「民生主義」を掲げながら「優生主義」を実行する政治体系であり、そして、それを前提にして、(1)対外的には、ナショナリズム(nationalism) 国家主義・国粹主義)を国民に煽って、他国と他国民族と他国民に対する侵略主義と排外主義(他国民族・他国民・国内他民族を支配するために、民族間の憎悪や反目を煽る思想と政策)と抑圧主義を実行する、(2)対内的には、反共産主義と反民主主義を国民に煽って、<sup>(a)</sup>初めは、ソフトに(合法を装って)・部分的に、<sup>(b)</sup>最後は、暴力で・全面的に、虚言と暴力を用いて国民主権とそれに基づく民主主義や、基本的人権や、地方自治や、司法権の独立や、政党や、団体や、議会政治(議会があっても)などを抹殺して、国民に対して、一つの思想を押し付け、異端を排除(パージ[*purge*]、追放)する思想的独裁と暴力を用いて恐怖を与える暴力的独裁を実行する、全体主義的反共産主義・反民主主義専制政治体系である。

菅内閣総理大臣は、日本国憲法を廃棄することを意味する「優生主義的国家社会」を確立するために、すべての人の優劣をマイナナーを用いて選別する「デジタル庁」を作る、規制改革を行う、と言っている。

日本国憲法は、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる」（第一条）、「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ」（第二条）、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」（第十三条）、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」（第十四条第一項）と定めて、「優生主義的国家社会」を否定している。

「公共の福祉」とは、すべての人が幸福になること、共同社会が繁栄することであり、そのために、すべての人に基本的人権が保障されることである。それは、すべての人に基本的人権を保障するための「装置」である。

すべての人に基本的人権が保障されるようにする方法は、第一に、すべての人が自己の基本的人権を行使するに当つて、他者の基本的人権を侵害しないことである。そうすれば、すべての人が基本的人権を享受でき、共同社会も繁栄できることになる。一七八九年八月二六日に採択されたフランスの「人および市民の諸権利の宣言」（「人権宣言」）は、「第四条」において、「自由とは、他人を害しないすべてのことをなし得ることである。したがつて、各人の自然権の行使には、社会の他の構成員に対して同一の権利の享有を保障すること以外には何らの限界もない。この限界は、法律によらなければ決定することはできない」と述べている。<sup>8)</sup>

第二に、今日の共同社会では、経済的・政治的・肉体的・精神的に強い人と弱い人が存在している。そのような共同社会のもとで、すべての人が基本的人権を享受できるようにするためには、その強い人（例えば、資本家）は、

その弱い人(例えば、労働者)のために、自己の基本的人権の行使を制限すること(例えば、労働者のストライキ〔労働者の基本的人権の行使〕によって受けた損害〔財産権という基本的人権の侵害〕の賠償請求を放棄しなさい)が求められる。そうすれば、その弱い人の基本的人権が保障され、共同社会も繁栄できることになる。

このような観点の「公共の福祉」は、二〇世紀に「社会権」<sup>(9)</sup>と呼ぶ基本的人権が創出された時に、作り出された。例えば、「一九一九年八月一日のドイツ国憲法」〔ヴァイマル憲法〕は、「第一五一条」において、「経済生活の秩序は、すべての人に、人たるに値する生存を保障することを目指す正義の諸原則に適合するものでなければならぬ。各人の経済的自由は、この限界内においてこれを確保するものとする」(第一項)、「法律的強制は、脅かされている権利を実現するため、又は、公共の福祉の優越的な要請に応ずるためにのみ、許される」<sup>(10)</sup>(第二項)として、「公共の福祉」を創設した。

日本国憲法における「公共の福祉」の用い方は、「フランス『人権宣言』」の定めた観点と「一九一九年八月一日のドイツ国憲法」〔ヴァイマル憲法〕の定めた観点とを、「公共の福祉」という統一した概念に表して、用いているので、「公共の福祉」を用いる場合、二つの観点の歴史的意義を無視して用いることは止めなければならない。

大切なことは、「公共の福祉」とは、すべての人に基本的人権を保障するために用いられなければならないということである。すべての人に基本的人権が保障されないと、「公共の福祉」は、実現しないからである。

「公共の福祉」とは、すべての人に基本的人権を保障するための「装置」であるので、その中に、「国家の優越」とか、「経済的政治的肉体的精神的強者の優越」とかの意味は、含まれていない。

加えて、日本国憲法は、「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本と

して、相互の協力により、維持されなければならない」(第二四条第一項)、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」(第二五条第一項)・「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」(第二五条第二項)、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」(第二六条第一項)、「すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負う」(第二七条第一項)、「勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動する権利は、これを保障する」(第二八条)と定めている。

右に示した基本的人権の保障原理と保障条項に「第九条」(非戦・非武装・対話・永久平和主義)を加えて総合すれば、日本国憲法は、国家と「地方自治」(第九二条)を保障された住民自治組織体である地方公共団体⇨地方自治体が、国民を生活面・医療面・衛生面・労働面・教育面で支援する「公助」が先に立ち、次いで、地方自治体の支援を受けた地域住民や独力で活動する地域住民で、また、家族で助け合う「共助」が行われ、その上で、「公助」・「共助」の支援を得て個人が行動する「自助」が実る国家社会——「公助・共助・自助」の順位秩序を国家秩序とする「『非軍事的福祉』優先主義的国家社会」を措定している。

これまでの軍拡と環境破壊の人間破壊の開発推進を排して、「軍縮」・「福祉優先」・「地球環境保護」を貫く国家社会の構築は、新型コロナウイルス感染症拡大阻止の世界的教訓となっている。

菅内閣総理大臣が新設すると言っている「デジタル庁」を設置するため、菅内閣は、二〇二一年二月九日、「デジタル改革関連六法案」を閣議決定し、国会に提出した。

「デジタル改革関連六法案」(「デジタル社会形成基本法案」・「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案」・「デジタル庁設置法案」・「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律

案」・「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案」・「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案」は、日本社会を「デジタル社会」に改造することを目的としている（「デジタル社会形成基本法案」・第一条）。

「デジタル社会」とは、表の顔は、インターネット等の高度情報通信技術を用いて、多様な情報又は知識を世界的規模で入手し、共有し、発信することが可能となる社会、公的機関の保有する情報を国民が容易に活用することが可能となる社会である（デジタル社会形成基本法案・第二条・第三十条）。その裏の顔は、インターネット等の高度情報通信技術を用いて、国家が国民の全個人情報を一元的に集約し（マイナンバーが使われる）、国民を監視・監理する社会のことであり、且つ、国家の集約した国民の全個人情報を全行政機関と企業が利己目的で自由に利用できる社会のことである。

具体的には、国家が国民の全個人情報を一元的に掌握できるようにするため、「デジタル社会」を形成する根拠法となる「デジタル社会形成基本法」の「基本理念」（デジタル社会形成基本法案・第三条——第二条）から、「個人情報保護」の理念を捨て去っている。そして、「行政機関の保有する個人情報に関する法律」と「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」を廃止して、「個人情報の保護に関する法律」に合流させることにより、内閣総理大臣の所轄に属する個人情報保護委員会（民間個人情報取扱事業者の個人情報の取り扱いを監督する機関として作られたもの）が、行政機関と独立行政法人等と民間個人情報取扱事業者の個人情報の取り扱いを監督することになる（デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案・個人情報の保護に関する法律の一部改正）。しかし、新しい個人情報保護委員会は、内閣から独立した機関とされていず、問題を起した行政機関に対する立入り検査や命令の権限も付与されていないので、その監督権限は、名目的なものとなる。更に、「地方自治」を否定



して、各地方自治体に、独自の個人情報保護制度を捨てさせ、全国的法定基準を押し付け（地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案・第一条）、新しい個人情報保護委員会に、地方自治体の個人情報の取り扱いを監督させるとしている（デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案・個人情報の保護に関する法律の一部改正）。

次いで、国家の行政機関だけでなく、地方自治体に対しても、自己の保有する個人情報をも特定の個人を識別できないように加工した上で利活用する民間事業者を募集し、応募した民間事業者に当該情報（匿名加工情報）を提供することを義務付けている（デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案・個人情報の保護に関する法律の一部改正）。

「デジタル社会」を形成・維持する業務を行う「デジタル庁」は、「デジタル社会の形成についての基本理念（デジタル社会形成基本法案・第三条（全ての国民が情報通信技術の恵沢をあまねく享受できる社会の実現）・第四条（経済構造改革の推進及び産業の国際競争力の強化）・第五条（ゆとりと豊かさを実感できる国民生活の実現）・第六条（活力に満ちた地域社会の実現等）・第七条（国民が安全で安心して暮らせる社会の実現）・第八条（利用の機会等の格差の是正）・第九条（国及び地方公共団体と民間との役割分担）・第十条（個人及び法人の権利利益の保護等）・第十一条（情報通信技術の進展への対応）・第十二条（社会経済構造の変化に伴う新たな課題への対応）——引用者）にのっとり、デジタル社会の形成に関する内閣の事務を内閣官房と共に助けること、デジタル社会の形成に関する行政事務の迅速かつ重点的な遂行を図ること」を「任務」とし（デジタル庁設置法案・第三条、「内閣」に「置く」（同法案・第二条）。長は、「内閣総理大臣とする」（同法案・第六条）。「内閣総理大臣は、デジタル庁の事務を統括し、職員の服務について統督する」（同法案・第七条第一項）。

「デジタル庁」は、「国の行政機関、地方公共団体その他の公共機関及び公共分野の民間事業者の情報システムの整備及び管理の基本的な方針を作成及び推進」し、「国の行政機関が行う情報システムの整備及び管理に関する事業に必要な予算を、一括して要求し、確保する」(デジタル庁設置法案・第四条第二項第十三号・第十六号イ)。デジタル大臣は、「事務の遂行のため特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、勧告することができる」(同法案・第八条第五項)。

「デジタル庁」は、「勧告権」と「予算一括計上・配分権」を有して、他府省庁に君臨する。

内閣総理大臣が「行政各部を指揮監督する」(日本国憲法第七二条)には、閣議決定が必要とされているが、「デジタル庁」は、内閣に置かれているため、内閣総理大臣が「デジタル庁」を指揮監督する場合は、閣議決定の必要はないので、従って、「デジタル庁」は、内閣総理大臣の「自在機関」となる。

なお、「デジタル庁」は、職員五〇〇人規模で九月一日の発足が予定されているが、そのうちの一〇〇人以上を民間出身者とし、民間企業在籍者による兼業・副業・テレワークも可とする方針を打ち出している。IT (information technology) 情報技術) 関連企業からいっばい採用されることになるが、国家とIT関連企業によって国民の個人情報(食い物にされる社会)が出現する。

「デジタル社会」は、「デジタル庁」を媒介にして、内閣総理大臣があらゆる情報の指揮監督権を行使する社会であり、国家にあらゆる国民の個人情報(集中する社会)である。

「デジタル改革関連六法案」は、二〇二二年五月二二日、成立した。

菅内閣総理大臣は、「デジタル庁」が、二一世紀的技術であるITやAI (artificial intelligence 人工知能) の技術を駆使して、マイナンバーを用いて国民の全個人情報(一元的に集約し、それに基づいて、国家が、国民を監

「視・監理する、企業に利己目的での国民の個人情報利用を許すデジタル・独裁体制（ファシズム）を構築しようとしている。

## II 「デジタル・ファシズム」の起源と目的

「優生主義的国家社会」の実現手段である「デジタル・ファシズム」は、どのような目的で作られようとしているのであろうか。

日本国の国家の政治は、「日米安全保障条約」を動かすアメリカ主導の米日権力機構——「日米安全保障条約」体制から、日本国憲法を意識して、編出されている。

今日の「日米安全保障条約」体制は、一九六〇年六月二三日発効の「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約」（一九六〇年日米安全保障条約）と、二〇〇六年六月二九日に発表されたジョージ・W・ブッシュ・アメリカ合衆国大統領と小泉純一郎・日本国総理大臣の合意による日米共同文書「新世紀の日米同盟<sup>(1)</sup>」を合体させて作られた「二一世紀日米安全保障条約」体制である。

「一九六〇年日米安全保障条約」は、次のような主要な要素で構成されている。

(1) 日本国のアメリカへの経済協力（第二条）、(2) 日本国への軍事力増強（軍拡）の義務付け（第三条）、(3) 日本国と在日米軍基地が武力攻撃を受けたら、日本国とアメリカは、それが、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認めて、自国の憲法上の規定及び手続に従って、共同で武力行動を行う。その場合、国際連合・安全保障理事会に、受けた武力攻撃とそれに対する武力行動の結果を報告しなければならない。そして、安全保障理事会が、

(単位: 億ドル)

2015年		2016年		2017年		2018年	
GDP額	シェア(%)	GDP額	シェア(%)	GDP額	シェア(%)	GDP額	シェア(%)
180,366	24.3	187,071	24.6	194,853	24.2	205,802	24.0
111,584	15.0	111,910	14.7	122,377	15.2	136,081	15.8
43,830	5.9	49,492	6.5	48,724	6.0	49,713	5.8
33,636	4.5	34,951	4.6	36,932	4.5	39,495	4.6
28,580	3.8	26,592	3.5	26,312	3.2	28,552	3.3
24,189	3.2	24,651	3.2	25,824	3.2	27,788	3.2
17,725	2.3	17,928	2.3	20,555	2.5	18,686	2.1
18,215	2.4	18,691	2.4	19,438	2.4	20,848	2.4
21,162	2.8	22,700	2.9	25,756	3.1	27,793	3.2
741,768		758,401		805,055		856,933	

刊)・116-123頁。同『世界国勢図会 2017/18』(2017年9月刊)・116-123頁。同『世界国勢図会 9月刊)・102-109頁。

その武力攻撃に対する対処措置を執ったときは、当該武力行動措置は終止しなければならない(第五条)、(4)日本国の米軍基地設置義務(第六条)、(5)「一九六〇年日米安全保障条約」の対象範囲(戦域)は、「極東」(南千島を含む日本国と大韓民国と台湾とフィリピンを含む地域)(第六条)、(6)在日米軍の取り扱いには、国会が関与しない別個の行政協定及び取極で定める(第六条)、(7)「一九六〇年日米安全保障条約」の終了は、一九七〇年六月二三日以後は、日米両国のいづれかの一方的通告で、その通告後一年で成立する(第十条)。

次に、「新世紀の日米同盟」は、次のような主要な要素で構成されている。

(1) 「一九六〇年日米安全保障条約」の対象範囲(戦域)を、「地球的規模」に拡大する。従って、「一九六〇年日米安全保障条約」は、「地球的規模での協力のため」の「日米同盟」(対米日属の米国至上主義型米日核軍事・経済同盟)に転化する。(2) 「地球的規模での協力のための核軍事同盟」の内容は、二〇一五年四月二七日に決定された「日米

第一表 各国の国内総生産（GDP）額

国名	2012年		2013年		2014年	
	GDP額	シェア(%)	GDP額	シェア(%)	GDP額	シェア(%)
アメリカ合衆国	161,552	21.7	166,631	21.8	173,480	22.2
中華人民共和国	84,714	11.4	95,184	12.4	104,305	13.3
日本国	59,572	8.0	49,195	6.4	46,024	5.8
ドイツ連邦共和国	35,396	4.7	37,453	4.9	38,682	4.9
イギリス王国	26,304	3.5	27,122	3.5	29,888	3.8
フランス共和国	26,814	3.6	28,102	3.6	28,291	3.6
ブラジル連邦共和国	24,131	3.2	23,920	3.1	23,465	3.0
イタリア共和国	20,746	2.7	21,335	2.8	21,411	2.7
インド	18,692	2.5	19,360	2.5	20,549	2.6
GDP世界総額	742,218		761,763		780,370	

（出所）公益財団法人・矢野恒太記念会編集＝発行『世界国勢図会 2016/17』（2016年9月図会 2019/20）（2019年9月刊）・102-109頁。同『世界国勢図会 2020/21』（2020年

防衛協力のための指針（ガイドライン）<sup>(12)</sup>が示しているように、アメリカによる世界政治・世界経済の支配化のために、世界中（宇宙を含む）で核を用いる侵略戦争を展開するための同盟である。現時点（二〇二一年）まで、世界最大の経済力（「第一表」参照）と軍事力（「第二表」参照）を持つアメリカに侵略戦争を仕掛ける国は存在しないからである。（3）「地球的規模での協力のための経済同盟」の内容は、「新世紀の日米同盟」によれば、「互恵的な二国間経済関係を更に深化させ、地域や世界の経済問題に関する協力を強化するための方策を探っていく」となっている。アメリカによる世界経済の支配化のために、世界中で経済戦争を展開する同盟である。

「日米安全保障条約」の本質は、(1)日本国をアメリカの対米従属国に縛り付けておく鎖であり、(2)日本国の国力と企業をアメリカ資本主義の発展のために利用しようとするところに、また、(3)日本国の国力と国民をアメリカの侵略戦争に動員しようとするところにある。

「二一世紀日米安全保障条約」体制は、(1)一九九〇年代

(単位：億ドル)

2016年		2017年		2018年		2019年	
軍事支出額	シェア(%)	軍事支出額	シェア(%)	軍事支出額	シェア(%)	軍事支出額	シェア(%)
6,044	40.1	6,027	39.0	6,432	38.6	6,845	39.5
1,450	9.6	1,504	9.6	1,682	10.0	1,811	10.4
568	3.7	766	4.9	829	4.9	784	4.5
466	3.0	456	2.9	453	2.7	482	2.7
524	3.4	507	3.2	561	3.3	547	3.1
472	3.1	486	3.1	533	3.1	522	3.0
473	3.1	460	2.9	472	2.8	485	2.8
382	2.5	417	2.6	456	2.7	485	2.8
510	3.3	524	3.3	578	3.4	605	3.4
223	1.4	228	1.4	248	1.4	271	1.5
15,041		15,569		16,660		17,321	

含めている NATO 加盟国 (㊟印) の方式に換算すれば、日本国の軍事費は、その 1.5 倍の額に

ledge, 2016, pp. 484-490. The International Institute for Strategic Studies, The Military Balance 2018, Routledge, 2018, pp. 502-508. The International Institute for Strategic Studies, The Military Balance 2020, Routledge, 2020, pp.

初頭から展開されたアメリカ発の「グローバルゼーション」(globalization 経済の地球規模化) という現代帝国主義<sup>(13)</sup>のイデオロギー (ideologic 観念形態) に基づいて、世界中に進出しているアメリカの独占資本の多国籍企業と投資機関の投機マネーの権益を守るために、及び、(2) アメリカに代って二一世紀の「覇権国家」になろうと台頭してきた(二〇〇一年二月一日の世界貿易機関への加入を画期として) 中国に対処するために(アメリカの「覇権国家」を守るために) 形成されたものである。

「二一世紀日米安全保障条約」体制は、(1) 日本国の対米従属の全面化を徹底させ、(2) 世界中で侵略戦争と経済戦争(外国の経済を破滅させる闘争)を展開する米国至上主義型米日核軍事・経済同盟体制を成立させることにより、世界一凶暴な「核軍事・経済同盟条約」体制となった。

「二一世紀日米安全保障条約」体制は、その

第二表 各国の軍事支出額

国名	2013年		2014年		2015年	
	軍事支出額	シェア(%)	軍事支出額	シェア(%)	軍事支出額	シェア(%)
アメリカ合衆国 <sup>①</sup>	6,333	39.0	6,034	36.9	5,975	38.2
中華人民共和国	1,158	7.1	1,311	8.0	1,458	9.3
サウジアラビア王国	670	4.1	807	4.9	818	5.2
ロシア連邦	660	4.0	644	3.9	516	3.3
イギリス王国 <sup>②</sup>	580	3.5	614	3.7	562	3.5
フランス共和国 <sup>③</sup>	523	3.2	520	3.1	467	2.9
日本国	487	3.0	461	2.8	410	2.6
ドイツ連邦共和国 <sup>④</sup>	441	2.7	431	2.6	366	2.3
インド	418	2.5	464	2.8	479	3.0
イタリア共和国 <sup>⑤</sup>	252	1.5	244	1.4	215	1.3
世界軍事支出総額	16,213		16,313		15,633	

(註) 日本国の軍事費には、海上保安庁費・旧軍人恩給費が含まれていないので、それらなる(1980年3月22日付「読売新聞(朝刊)」参照)。

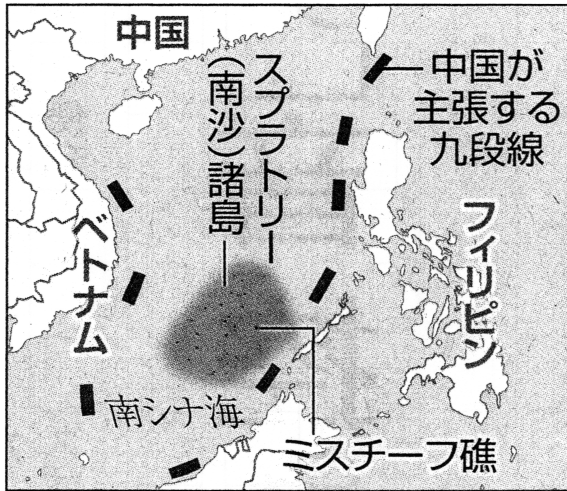
(出所) The International Institute for Strategic Studies, The Military Balance 2016, Routledge, 2017, pp. 553-559. The International Institute for Strategic Studies, The Military Balance 2019, Routledge, 2019, pp. 513-518. The 529-534.

全開のために、アメリカに従属して、アメリカと共に、アメリカの国益(アメリカの国家と多国籍企業と投機マネーの利益のこと)のために、<sup>①</sup>集団的自衛権と海外侵略用基地を用いて、世界中で侵略戦争や侵略目的の武力による威嚇及び武力の行使を実行する、また、<sup>②</sup>世界中で経済戦争を実行する日本国(『安保』の国)を要求している。

この要求は、日本資本主義を他国の経済・政治・文化を支配する帝国主義(対米従属的帝国主義)に昇華させようとしている日本国の国家と多国籍企業と投機マネーにとって、<sup>③</sup>渡りに舟となる。

例えば、<sup>④</sup>(1)アメリカと共に、宇宙と地球上の資源を略奪する侵略戦争ができるようになるからであり、<sup>⑤</sup>(2)アメリカと共に、両国の国家と多国籍企業と投機マネーの權益を守る侵略戦争や侵略目的の武力による威嚇及び武力の行使がで

## 第一図 中国の「九段線」



(出所) 2020年7月14日付「読売新聞(夕刊)」。

きるようになるからであり、(3)アメリカと共に、両国の求める世界秩序に挑戦する国や集団を征伐する侵略戦争や侵略目的の武力による威嚇や武力の行使ができるようになるからである。

これらの行為ができる国家をもつ資本主義が、帝国主義となることができる。

アメリカは、トランプ大統領政権(二〇一七年一月二〇日発足)から、経済面と軍事面で中国の台頭を封じ込める政策の実行を本格化させた。

例えば、軍事面では、ポンペオ国務長官が、二〇二〇年七月一三日、「南シナ海のほぼ全域にまたがる海洋権益に対する中国の主張(「九段線」の主張、「第一図」参照——引用者)は完全に不法だ<sup>(16)</sup>」との声明を発表し、それに合せてアメリカは、その前後の七月四日から六日と七月一七日の二度に渡って、原子力空母「ロナルド・レーガン」と「ニミッツ」を南シナ海に派遣して軍事演習を行った<sup>(17)</sup>。

経済面では、アメリカは、二〇一八年七月六日、中国に対し、知的財産権の侵害を理由にして、制裁関税をかけた。



第二図 始まった米中間の「貿易戦争」

	中国側の主な動き	米国側の主な動き		
対立激化	2018年7月6日	大豆など340億ドル分の米国製品に25%の報復関税	第1弾 半導体など340億ドル分の中国製品に25%の制裁関税	
	8月23日	石炭など160億ドル分に25%の報復関税	第2弾 化学品など160億ドル分に25%の制裁関税	
	9月24日	液化天然ガスなど600億ドル分に最大10%の報復関税	第3弾 日用品など2000億ドル分に10%の制裁関税	
貿易協議	12月1日	米中首脳会談。貿易協議の再開と、90日間は制裁関税引き上げ凍結で一致		
	2019年1月30日～	閣僚級の貿易協議。2月24日に「大きな進展」を理由に期限延長を表明		
	対立激化	5月5日		トランプ氏、ツイッターに「第3弾」の関税を25%に引き上げると投稿
		10日		第3弾の制裁関税を25%に引き上げ
		13日	第3弾の報復関税の引き上げを表明	3000億ドル分に最大25%の関税を上乗せする「第4弾」を発表
		15日		ファーウェイへの輸出を事実上禁止すると表明
	貿易協議	6月1日	第3弾の報復関税を最大25%に引き上げ	
		18日	米中首脳が電話会談、大阪で首脳会談を開くことで一致	
		29日	米中首脳会談。貿易協議再開で合意。	
		7月2週目以降	米中貿易協議再開へ	

(註) 米中首脳とは、ドナルド・トランプ・アメリカ合衆国大統領と習近平・中国国家主席のこと。

(出所) 2019年7月6日付「読売新聞（朝刊）」。

これに反発した中国も報復関税をかけ、「貿易戦争」を開始した(「第二図」参照)。<sup>(18)</sup>

バイデン大統領政権(二〇二一年一月二〇日発足)は、「米中戦争」の準備を始めた。

その背景には、「覇権国家」の地位を中国に奪われるのではないかとのアメリカの恐怖がある。<sup>(19)</sup> 具体的には、経済面では、中国のGDPが、アメリカのGDPを追い抜くのは時間の問題となったという状況が存在している。

丸川知雄教授(東京大学社会科学研究所)の分析によれば、「中国のGDPがアメリカのそれを追い抜くのははや時間の問題で、それがいつになるかは為替レート次第である」。「筆者の予測では、GDPの米中逆転は二〇三〇年代に到来するが、為替レートがさらに元高になるならば(現在のレート、一ドル≒六・五元——引用者)、米中逆転が数年早くなる可能性がある」。<sup>(20)</sup>

軍事面では、アメリカに警戒感をいだかせる中国の軍事力の強大化である。

アメリカ・インド太平洋軍のフィリップ・デービッドソン司令官は、二〇二二年三月四日の講演で、「インド太平洋の軍事バランスは、アメリカや同盟国にとって不利になりつつある」。「中国が今後一〇年以内に地域内で力による現状変更を選ぶことができるようになるだろう」<sup>(21)</sup>と語り、二〇二一年三月九日のアメリカ上院軍事委員会の公聴会では、「中国がインド太平洋地域で軍事力を急速に増強させているせいで」、「インド太平洋地域での軍事バランスはアメリカと同盟諸国に一層不利となっている」。「中国は、ルールに基づく国際秩序を主導する米国に取って代ろうとの野心を一層強めている」。「台湾侵攻は中国の明確な野心の一つ」で、「脅威は今後一〇年間で、実際には六年で明白になる」<sup>(22)</sup>と証言した。

アメリカ・インド太平洋軍の次期司令官に指名されたジョン・アキリーノ太平洋艦隊司令官(海軍大将)は、二〇二一年三月二三日、アメリカ上院軍事委員会の指名承認公聴会で証言に立ち、「最大の懸念は台湾に対する中国

の軍事力」と述べ、「中国が台湾の統一を最優先事項としている」、「アメリカにとって台湾有事は世界貿易の三分の二に影響を与えうる戦略的要衝であり、米軍が動かなければ地域での信頼に関わる<sup>(23)</sup>」と述べた。

バイデン大統領政権は、二〇二一年三月三日、外交・軍事・経済政策の基本指針となる「暫定国家安全保障戦略ガイダンス」と題した文書を発表した。その中で、中国を、「経済、外交、軍事、先端技術の力を組み合せ、安定的で開かれた国際システムに対抗しうる唯一の競争相手。国際システムの中核をなすルールや価値観を弱体化させている」と位置付けた。そして、これへの対処として、「アメリカは、世界中の同盟国や友好国との関係を復活させる。世界における同盟関係は、アメリカの最も重要な戦略的資産である。北大西洋条約機構(NATO)、オーストラリア・日本・韓国との同盟関係を、再活性化、近代化させる<sup>(24)</sup>」としている。

ブリンケン・アメリカ国務長官は、当該「暫定国家安全保障戦略ガイダンス」の公表に先立ち、二〇二一年三月三日、国務省で、バイデン政権の外交政策について国民向けに演説し、中国との関係を、「二一世紀における最大の地政学的な試練」と位置付け、「同盟・パートナー諸国との連携を強化して対抗していく<sup>(25)</sup>」と表明した。

バイデン大統領は、発表した「暫定国家安全保障戦略ガイダンス」を踏まえて、二〇二一年三月一二日、中国に對抗するためのアメリカ・オーストラリア・インド・日本の四ヶ国協力機構(QUAD(クアッド))を創設する首脳会議の開催(オンライン開催)を主導した。

四ヶ国首脳(アメリカ・バイデン大統領、インド・モディ総理大臣、オーストラリア・モリソン総理大臣、日本・菅義偉総理大臣)が二〇二一年三月一三日に発表した「共同声明」は、「我々は、『自由で開かれたインド太平洋』のための共通のビジョンの下で結束している。自由で開かれ、包摂的で健全で、民主的価値に支えられ、威圧によって制約されることのない地域のために尽力する」。『経済回復を加速化させ地球規模の健康に役立たせるため、安全か

つ手頃な価格で有効なワクチンの生産と公平なアクセスを拡大すべく力を合せる。世界保健機関(WHO)などと連携の下、インド太平洋へのワクチンの公平なアクセスを強化すべく協働する。「気候変動が世界的な優先課題であるとの認識の下で団結する。イギリスで予定されている国連気候変動枠組み条約第26回締約国会議(COP26)の成功を楽しみにしている」。「東シナ海、南シナ海におけるルールに基づく海洋秩序に対する挑戦に対応するべく、海洋安全保障を含む協力を促進する。国際連合・安全保障理事会決議に従った北朝鮮の完全な非核化への我々の関与を再確認し、日本人拉致問題の即時の解決の必要性を確認する。ミャンマーにおける民主主義を回復させる喫緊の必要性を強調する」。「ワクチン供給、重要・新興技術、気候変動の3分野でそれぞれ作業部会を発足させる」。「専門家と高官は定期的な会議を開催し続け、外相たちは少なくとも年に一度は会合する。首脳レベルでは、二〇二一年末までに対面の会議を開催する」<sup>(26)</sup>などを明記している。

中国を包囲するアジア太平洋諸国同盟を形成しようとしている。

バイデン大統領政権が「中国戦争」の準備を始めたもとの、自からの政権の支持を求めて、バイデン大統領との「首脳会談」を持ち掛けた菅内閣総理大臣は、二〇二一年四月一六日に、「首脳会談」を開催してもらい、「新たな時代における日米グローバル・パートナーシップ」と題する「共同声明」(後掲「資料」参照)を授かった。

菅内閣総理大臣は、バイデン大統領政権に、次のような重大なことを約束した。

第一は、自由で開かれたインド太平洋の実現のために「米日核同盟」を一層強化し、日本の防衛力も一層強化し、アメリカによる「台湾海峡の平和と安定」を築くための戦争に参戦することである。

第二は、沖縄県名護市辺野古における米軍基地建設を、普天間飛行場の継続的な使用を回避する唯一の解決策とすることである。

## 第三表 世界の大企業500社の国別順位

（米誌フォーチュン調査、売上高ベース）

2017年			2018年			2019年		
順位	国名	企業数(%)	順位	国名	企業数(%)	順位	国名	企業数(%)
1	アメリカ	126 (25%)	1	アメリカ	121 (24%)	1	アメリカ	121 (24%)
2	中国	103 (20%)	2	中国	112 (22%)	2	中国	117 (23%)
3	日本	52 (10%)	3	日本	52 (10%)	3	日本	53 (10%)
4	ドイツ	32 (6%)	4	フランス	31 (6%)	4	フランス	31 (6%)
5	フランス	28 (5%)	5	ドイツ	29 (5%)	5	ドイツ	27 (5%)
6	イギリス	19+ ① +① (4%)	6	イギリス	16+ ① (3%)	6	イギリス	21+ ② (4%)
7	韓国	16 (3%)	7	韓国	16 (3%)	7	韓国	14 (2%)
8	オランダ	14+ ① (3%)	8	スイス	14 (2%)	7	スイス	14 (2%)
9	スイス	14 (2%)	9	カナダ	13 (2%)	8	カナダ	13 (2%)
10	カナダ	12 (2%)	10	オランダ	9+ ① (2%)	9	オランダ	9+ ② (2%)
	合計	500		合計	500		合計	500

（註） 2017年のイギリスの ① は、オランダとの、①は、オーストラリアとの合併企業。2018年のイギリスの ① は、オランダとの合併企業。2019年のイギリスの ② は、オランダとの合併企業。

（出所） 共同通信社版『世界年鑑2019』（2019年3月刊）・591-597頁。同『世界年鑑2020』（2020年3月刊）・592-598頁。同『世界年鑑2021』（2021年3月刊）・592-598頁。

第三に、反中国「半導体」同盟を形成することである。

「デジタル・ファシズム」は、「二一世紀日米安全保障条約」体制に基づいて、アメリカに従属して、アメリカが起す「中国戦争」に国力と国民を総動員して参戦する国家社会を形成しようとして構築されるものであり、且つ、グローバル資本主義となった日本資本主義を、世界の経済を動かすことのできる巨大資本主義に昇華させるために（「第三表」参照）、あらゆる情報を日本資本主義が活用できる国家社会を形成しようとして構築されるものであり、並びに、アメリカの許容のもとで、グローバル資本主義となった日本資本主義が世界中に進出させている日本

第四表 海外進出日本企業数(2020年10月現在)

国名	現地法人数	進出日本企業数	国名	現地法人数	進出日本企業数	国名	現地法人数	進出日本企業数
全世界	32,938	5,387	ベルギー	182	135	エタ	13	12
アジア	20,577	—	ルクセンブルク	34	29	バーモント	2	2
韓国	976	771	フランス	437	322	バージニア	29	26
中国	6,985	3,172	モナコ	1	1	ワシントン	103	86
北京市	380	310	ドイツ	933	612	ウェストバージニア	6	6
天津市	259	220	スイス	110	93	ウィスコンシン	27	26
上海市	2,450	1,799	ポルトガル	41	35	ワイオミング	1	2
重慶市	51	46	スペイン	220	164	ワシントン D. C.	4	4
河北省	54	53	イタリア	269	214			
山西省	1	1	フィンランド	53	51	中南米	1,613	—
内蒙古自治区	6	7	ポーランド	129	111	メキシコ	623	512
遼寧省	395	322	ロシア	187	156	グアテマラ	7	7
吉林省	35	36	オーストリア	65	58	ホンジュラス	1	1
黒龍江省	5	6	チェコ	125	113	エルサルバドル	3	3
江蘇省	1,174	901	ハンガリー	71	65	ニカラグア	1	1
浙江省	335	279	セルビア	6	6	コスタリカ	6	6
安徽省	59	56	ギリシャ	17	16	パナマ	80	43
福建省	81	79	ルーマニア	31	27	バミューダ(英)	17	14
江西省	18	16	ブルガリア	12	11	バハマ	16	9
山東省	296	247	キプロス	1	1	ジャマイカ	3	3
河南省	25	22	トルコ	113	97	トリニダード・トバゴ	1	1
湖北省	126	114	エストニア	5	5	ドミニカ共和国	3	3
湖南省	22	25	ラトビア	1	1	プエルトリコ(米)	7	7
広東省	1,114	805	リトアニア	3	3	アンティル(蘭)	3	3
広西壮族自治区	11	11	ウクライナ	17	14	ケイマン諸島(英)	53	35
海南省	2	2	モルドバ	1	1	バージン諸島(英)	33	35
四川省	45	49	スロバキア	30	29	コロンビア	41	40
貴州省	2	2	ボスニア・ヘルツェゴビナ	3	3	ベネズエラ	21	21
雲南省	9	3	モンテネグロ	1	1	エクアドル	16	7
陝西省	24	23	スロベニア	8	8	ペルー	37	28
寧夏回族自治区	5	4	クロアチア	7	7	ボリビア	3	3
新疆ウイグル自治区	1	1	リヒテンシュタイン	1	1	チリ	108	60
香港(中国)	1,286	1,067	北米	4,603	—	ブラジル	472	335
マカオ(中国)	11	12	カナダ	367	285	パラグアイ	3	4
台湾	1,183	997	アメリカ	4,236	2,036	ウルグアイ	8	8
モンゴル	12	16	アラバマ	39	38	アルゼンチン	47	41
ベトナム	1,358	1,105	アラズカ	1	1	アフリカ	211	—
タイ	2,721	1,920	アリゾナ	26	24	モロッコ	21	16
シンガポール	1,549	1,143	アーカンソー	9	7	アルジェリア	2	2
マレーシア	1,043	762	カリフォルニア	1,042	753	チェルノブイリ	8	6
ブルネイ	4	5	コロラド	27	19	リビア	1	1
フィリピン	658	500	コネティカット	25	17	エジプト	20	18
インドネシア	1,390	1,112	デラウェア	206	120	セネガル	3	3
カンボジア	118	110	フロリダ	64	46	リベリア	2	2
ラオス	28	27	ジョージア	131	102	コートジボワール	3	3
ミャンマー	167	157	ハワイ	108	84	ガーナ	10	7
インド	958	759	アイダホ	1	1	ブルキナファソ	1	1
パキスタン	27	26	イリノイ	294	250	ナイジェリア	20	18

スリランカ	34	25	インドアナ	125	105	ニジュール	1	1
モルディブ	1	1	アイオワ	10	10	アンゴラ	2	2
バングラデシュ	48	43	カンザス	14	13	エチオピア	1	1
ネパール	3	3	ケンタッキー	107	102	ケニア	13	13
アゼルバイジャン	1	1	ルイジアナ	8	11	ウガンダ	3	3
カザフスタン	13	13	メリーランド	18	16	タンザニア	1	1
キルギス	1	1	マサチューセッツ	118	90	モザンビーク	2	4
ジョージア	2	1	ミシガン	222	175	マダガスカル	4	3
			ミネソタ	31	24	モーリシャス	2	2
<b>中近東</b>	<b>259</b>	—	ミシシッピ	10	8	ナミビア	1	1
イラン	5	5	ミズーリ	25	21	南アフリカ	88	78
バーレーン	11	9	モンタナ	1	1	ザンビア	1	1
サウジアラビア	51	45	ネブラスカ	10	9	エスワティニ	1	1
クウェート	6	5	ネバダ	29	25			
カタール	11	11	ニューハンプシャー	10	8	<b>オセアニア</b>	<b>813</b>	—
オマーン	6	6	ニュージャージー	171	137	オーストラリア	644	363
イスラエル	28	27	ニューメキシコ	1	1	バプアニューギニア	3	3
ヨルダン	2	2	ニューヨーク	399	261	ニュージーランド	117	95
レバノン	4	5	ノースカロライナ	81	66	サモア	3	3
アラブ首長国連邦	135	111	ノースダコタ	1	1	フィジー	2	2
			オハイオ	197	164	ソロモン諸島	1	1
<b>ヨーロッパ</b>	<b>4,862</b>	—	オクラホマ	9	8	ニュー・カレドニア（仏）	3	3
ノルウェー	43	36	オレゴン	52	52	グアム（米）	29	24
スウェーデン	101	93	ペンシルベニア	51	42	米領サモア	1	1
デンマーク	61	52	ロードアイランド	3	3	パラオ	1	2
イギリス	967	547	サウスカロライナ	33	30	マイクロネシア	4	4
アイルランド	51	41	テネシー	80	64	サイパン（北マリアナ連邦）	5	5
オランダ	525	311	テキサス	262	172			

（原注） 1）「現地法人編」本文中に掲載している現地法人について集計。2）現地法人数…日本企業が出資している海外（各国・地域）に所在する法人数。3）進出日本企業数…海外（各国・地域）に出資先の現地法人がある日本企業数。4）国別の進出日本企業は、同一国内で複数の現地法人へ出資している場合も1社としてカウントした。

（出所） 東洋経済新報社「海外進出企業総覧 2021(国別編)」(2021年4月刊)・10頁。

多国籍企業（「**第四表**」参照）や日本投機マネーをまもるための侵略戦争を实行できる国家社会を形成しようとして構築されるものである。

このような国家社会が機能する時、日本資本主義は、他国を経済的・政治的・文化的に支配し、世界の政治と経済に影響を与える帝国主義（対米従属的帝国主義）に転化する。

「デジタル・ファシズム」を構築する目的は、日本の国家社会を、非戦・非武装・対話・永久平和主義を实践する国家社会——『**第九条**』の国——から、「二一世紀日米安全保障条約」体制に基づいて、アメリカの帝国主義的世界支配をまもる侵略戦争を世界中で展開する国家社会——『**安保**』の国——に転換させようとするところにあり、そし

て、『安保』の国』を実現するために、グローバル日本資本主義を、対外的な侵略支配と対内的なデジタル独裁を国家を媒介にして実行する日本帝国主義に昇華させようとするところにある。

「デジタル・ファシズム」は、「二二世紀日米安全保障条約」体制が求めているものであるから、『安保』デジタル・ファシズム』と呼ぶことができる。

「『安保』デジタル・ファシズム」の標識は、(Ⅰ) ①強大な軍事・警察Ⅱ検察・官僚機構を柱とする中央行政権力専制型デジタル統治機構と、②侵略する「軍」と、③「『安保』反対派」のいない「『安保』翼賛議会」と、④「『安保』翼賛裁判所」と、⑤ファシズム化した政党と、⑥ファシズム化した財界及び大企業を持ち、(Ⅱ) 反共産主義化・反民主主義化・国粹主義化・排外主義化・親権力化したマス・メディアや労働組合や宗教団体や社会団体及び暴力集団を協力隊として持ち、(Ⅲ) ファシズムを動かす人間・社会関係を持ち、(Ⅳ) デジタルで動く人間・社会関係を持ち、(Ⅴ) 天皇をその精神的統括者の地位に置く、(Ⅵ) 米国至上主義型米日核軍事・経済同盟体制を基礎とする対米従属の「日本型ファシズム」である。

### 註

(1) 世界保健機関 (World Health Organization: WHO) は、二〇二〇年二月一日に、新型コロナウイルス感染症(肺炎)を COVID-19 と命名し、二〇二〇年三月一日に、新型コロナウイルス感染症のパンデミックを宣言した。

世界初の新型コロナウイルス感染症の患者は、二〇一九年二月八日、中国・湖北省・武漢市の病院で確認された。

日本国では、二〇二〇年一月一日に、初の新型コロナウイルス感染者(中国・武漢市を訪れていた神奈川県在住の中国人男性)が確認された。

(2) 「官報」号外 令和二年十月二十六日 第百三回国会 衆議院会議録 第一号(一)(令和二年十月二十六日・月曜日)・三十一頁。



(3) ウルリヒ・ヘルベルト(小野寺拓也訳)『第三帝国 ある独裁の歴史』・角川新書・二〇二年・一五〇—一五二頁。

(4) 前掲・ヘルベルト『第三帝国 ある独裁の歴史』・八八頁。

(5) 大澤武男『ヒトラーとユダヤ人』・講談社現代新書・一九九六年・二一九—二二二頁。

前掲・ヘルベルト『第三帝国 ある独裁の歴史』・一九〇頁、二四七頁。

(6) 日本においては、中国(中華民国)を侵略するための「日中戦争」の開始(一九三七年七月七日)後、「国家総動員法」が制定(一九三八年三月二二日)・公布(一九三八年四月一日)され、そして、「新体制」(ドイツを手本とするファシズム体制)の確立を提唱(一九四〇年六月二四日)する近衛文麿氏を内閣総理大臣とする「第二次近衛文麿内閣」が軍部の力で成立し(一九四〇年七月二二日)、加えて、日本人を侵略戦争に動員するための軍部・官僚主導の公的組織である「大政翼賛会」(内閣総理大臣が総裁、天皇の戦争政治を助ける会)が発足(一九四〇年一〇月二二日)することによって、日本軍国主義(天皇制・軍部ファシズム、組織独裁型ファシズム)として、ファシズムが展開された。

軍国主義(militarism)とは、国のすべての分野において軍事化が形成され、国全体を一つの巨大な軍隊にして、軍事的価値に従属する兵士としての国民と全組織を侵略戦争に動員する、その場合、侵略戦争にとって障害となる民主主義的なものはすべて鎮圧していく、全体主義的反共産主義・反民主主義専制政治体系である。

なお、「新体制」が提唱されると、政党内、弾圧壊滅(一九三五年三月四日)の日本共産党を除いて、「新体制」のもとでの新しい政党内の樹立をめざして、すべて自主解党——一九四〇年七月六日に、社会大衆党が解党。一九四〇年七月一六日(久原派)・三〇日(中島派)に、政友会が解党。一九四〇年八月一五日に、民政党が解党——した。だが、新しい政党内、樹立されなかった。そのため、解党した政党内の構成員のほとんどは、「大政翼賛会」に合流した。

「大政翼賛会」は、「大日本産業報国会」(一九四〇年一月二三日結成。一九三二年六月二九日設置の特別高等警察(思想取り締り警察、特高と呼ばれた)が指揮した資本家・労働者一体の戦争協力のための官製労働組織。これが結成された時、すべての労働組合は解散させられた)、「大日本壮年団連盟」(一九四一年三月二一日結成。大政翼賛運動を地方地域で実践する組織)、「大日本婦人会」(一九四二年二月二日結成。戦争協力のための官製婦人組織)、「農業報国会連盟」(一九三八年一月二日結成。戦争協力のための官製農民組織)、「商業報国会」(一九四〇年一月二二日結成。戦争協力のための官製商業者組織)、「日本文学報国会」(一九四二年五月二六日結成)、「大日本言論報国会」(一九四二年二月二三日結成)——官製の文学者・文化人の戦争動員組織

——などを統率し、更に、部落会・町内会・隣組も支配下に置き、全国民を侵略戦争に動員した。

- (7) ファシズムの本質とイタリア・ドイツ・スペイン・日本のファシズムのことを理解するためには、デIMITROフ選集編集委員会編訳『デIMITROフ選集 第2巻』・大月書店・一九七二年所収の全著作(特に、「ファシズムの攻勢と、ファシズムに反対し労働者階級の統一をめざす闘争における共産主義インタナショナルの任務——一九三五年八月二日、共産主義インタナショナル第七回大会における報告——」〔通称「反ファシズム統一戦線」〕)、丸山眞男「ファシズムの諸問題」、丸山眞男『増補版 現代政治の思想と行動』・未來社・一九六四年所収、アンリ・ミシュル(長谷川公昭訳)『ファシズム』・白水社・一九七八年、ワルター・ラカー(柴田敬二訳)『ファシズム——昨日・今日・明日——』・刀水書房・一九九七年、山口 定『ファシズム』・有斐閣・一九七九年(山口 定『ファシズム』・岩波現代文庫版・二〇〇六年)、ヴェクトール・E・フランクル(池田香代子訳)『夜と霧 新版』・みすず書房・二〇〇二年、ロバート・バクストン(瀬戸岡紘訳)『ファシズムの解剖学』・桜井書店・二〇〇九年、エンツォ・トラヴェルソ(柱本元彦訳)『全体主義』・平凡社新書・二〇一〇年、ケヴィン・パスモア(福井憲彦訳)『ファシズムとは何か』・岩波書店・二〇一六年、ハンナ・アーレント『新版 全体主義の起源』・みすず書房・二〇一七年——『1 反ユダヤ主義』(大久保和郎訳)・『2 帝国主義』(大島通義・大島かおり訳)・『3 全体主義』(大久保和郎・大島かおり訳)——、ジェイソン・スタンリー(棚橋志行訳)『ファシズムはどこからやってくるのか』・青土社・二〇二〇年、田野大輔『ファシズムの教室』・大月書店・二〇二〇年、井口文男『イタリア憲法史』・有信堂高文社・一九九八年、ポール・ギシヨネ(長谷川公昭訳)『ムッソリーニとファシズム』・白水社・一九七四年、山田 晟『ドイツ近代憲法史』・東京大学出版会・一九六三年、クロード・グヴィド(長谷川公昭訳)『ヒトラーとナチズム』・白水社・一九七一年、ルドルフ・ヘス(片岡啓治訳)『アウシュヴィッツ収容所』・講談社学術文庫・一九九九年、村瀬興雄『ナチズム——ドイツ保守主義の一系譜——』・中公新書・一九六八年、大澤武男『ヒトラーとユダヤ人』・講談社現代新書・一九九六年、アンネ・フランク(深町眞理子訳)『アンネの日記 増補新訂版』・文春文庫・二〇〇三年、マーシャ・ロリニカイテ(清水陽子訳)『マーシャの日記——ホロコーストを生きのびた少女』・新日本出版社・二〇一七年、ウルリヒ・ヘルベルト(小野寺拓也訳)『第三帝国 ある独裁の歴史』・角川新書・二〇二二年、望田幸男『ネオナチのドイツを読む』・新日本出版社・一九九四年、フェリックス・モロウ(山内明訳)『スペインの革命と反革命』・現代思潮社・一九六六年、アントニー・ビーヴァー(根岸隆夫訳)『スペイン内戦 1936—1939』(上・下)・みすず書房・二〇一一年、丸山眞男『日本ファシズムの思想と運動』、前掲・丸山眞男『増補版 現代政治の思想と行動』所収、安部博純『日本ファシズム研究序

「説」・未來社・一九七五年、大藪龍介『日本のファシズム 昭和戦争期の国家体制をめぐって』・社会評論社・二〇二〇年などが参考になる。

(8) 中村義孝編訳『フランス憲法史集成』・法律文化社・二〇〇三年・一六頁。

(9) 社会権 (droits sociaux (フランス語)) とは、社会全体 (社会全体を代表する国家・自治体) から経済的・精神的・文化的援助を受ける権利 (そのことによつて、一人一人が国家・自治体・団体・他者から自由になることができるようにしようとする権利) であり、且つ、資本主義の発展によつて荒廃する共同社会を再生させようとする権利である。

日本国憲法は、生活権 (食べること・着ること・住むこと・暇をもつこと・医療を受けることができる権利) (第二五条)、教育権 (学ぶ権利) (第二六条)、労働権 (第二七条)、労働基本権 (団結権 — 労働組合結成権・団体交渉権・団体行動権 — ストライキ権等) (第二八条) を保障している。

世界の憲法では、環境権、スポーツ権も、保障している (例えば、一九九三年二月二日制定の「ロシア連邦憲法」)。

(10) 高田敏・初宿正典編訳『ドイツ憲法集 第6版』・信山社・二〇一〇年・一四五頁。

(11) 二〇〇六年六月三〇日付「朝日新聞 (朝刊)」、防衛庁編『平成18年版 日本の防衛 — 防衛白書 —』・株式会社ぎょうせい・二〇〇六年・三七〇—三七二頁に全文が掲載されている。

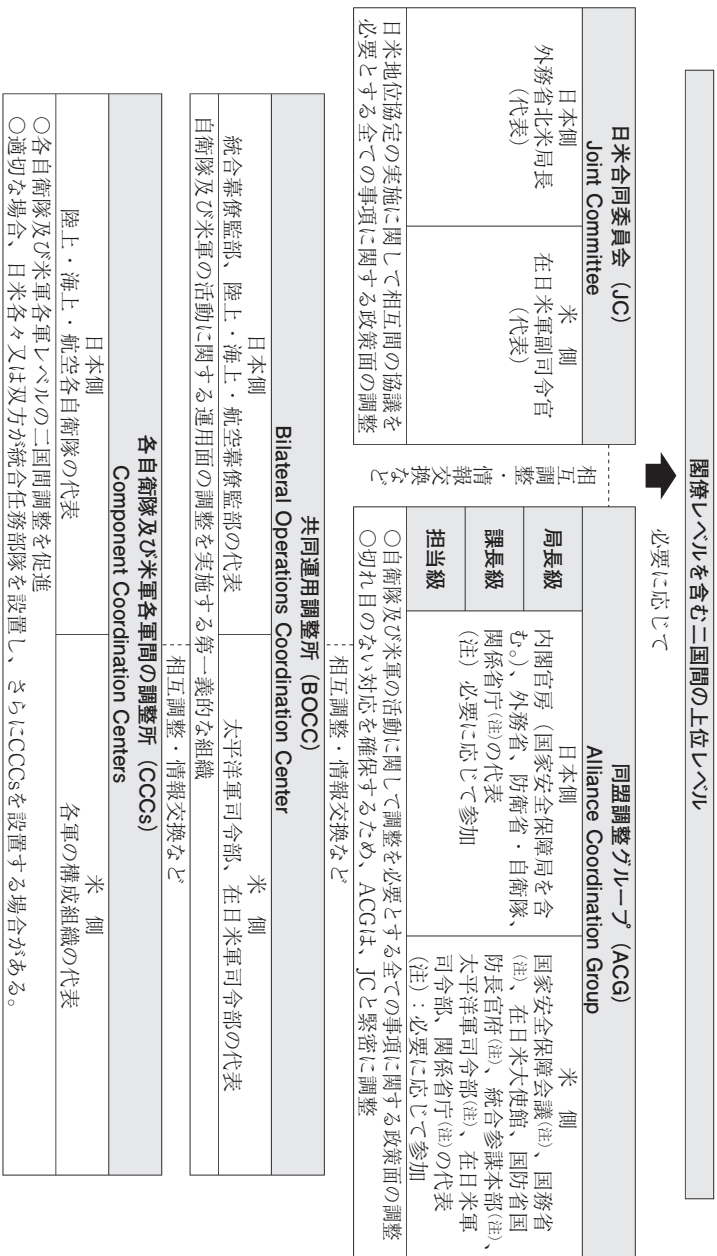
(12) 「地球的規模での協力のための日米同盟」を実行するために二〇一五年四月二七日に作成された「日米防衛協力のための指針 (ガイドライン)」は、次のことを明記している (その全文を掲載した二〇一五年四月二八日付「朝日新聞 (朝刊)」、防衛省編『平成28年版 日本の防衛 — 防衛白書 —』・日経印刷株式会社・二〇一六年・四二〇—四二六頁を利用)。

(1) 平時から緊急事態までのいかなる状況にも対処しうる防衛協力体制を構築する。また、アジア太平洋地域及びこれを超えた地域が安定し、平和で繁栄したものとなるための防衛協力体制を構築する (I 防衛協力と指針の目的)。

(2) 平時から緊急事態までのあらゆる段階における軍事協力体制を統制するアメリカ主導の「同盟調整メカニズム」(「第三四」参照) を設置する (III 強化された同盟内の調整)。

(3) 日本に対する武力攻撃が発生した場合、自衛隊は、日本及びその周辺海空域並びに海空域の接近経路における防衛作戦を主体的に実施する。米国は、日本と緊密に調整し、適切な支援を行う。米軍は、日本を防衛するため、自衛隊を支援し及び補完する (IV 日本の平和及び安全の切れ目のない確保、C 日本に対する武力攻撃への対処行動)。

### 第三図 「同盟調整メカニズム (ACM)」 (2015年11月3日設置) の構造



ACM：Alliance Coordination Mechanism

(出所) 防衛省編 「平成28年版 日本の防衛—防衛白書—」・日経印刷株式会社・2016年・246-247頁。

- (4) 米国又は第三国に対する武力攻撃に対処するため、日米両国は、当該武力攻撃への対処行動をとっている他国と適切に協力する(Ⅳ 日本との平和及び安全の切れ目のない確保、D 日本以外の国に対する武力攻撃への対処行動)。
- (5) 自衛隊は、日本と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより日本の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態に対処し、日本の存立を全うし、日本国民を守るため、武力の行使を伴う適切な作戦を実施する。自衛隊及び米軍は、各々の能力及び利用可能性に基づき、柔軟かつ適時に後方支援を相互に行う(Ⅳ 日本との平和及び安全の切れ目のない確保、D 日本以外の国に対する武力攻撃への対処行動)。
- (6) 日米両政府の各々が、アジア太平洋地域及びこれを越えた地域の平和及び安全のための国際的な活動に参加する。その場合、相互に及びパートナーと緊密に協力する(Ⅴ 地域の及びグローバルな平和と安全のための協力)。
- (7) 日米両政府は、宇宙空間及びサイバー空間における安全及び安定のために協力する(Ⅵ 宇宙及びサイバー空間に関する協力)。
- (8) 日米両国政府は、安全保障及び防衛協力の基盤の強化に取り組む。装備品の共同研究・開発・生産を行う。情報協力・情報共有を強化する。研究・教育機関間の交流を強化する(Ⅶ 日米共同の取組)。
- (13) 帝国主義(imperialism)とは、一般的には、他国と他国民族と他国人民を、侵略したり抑圧したり併合したりして、経済的・政治的・法的・文化的に支配・搾取・差別する思考と行動を示す概念であるが、現代の帝国主義とは、資本主義を基礎とし、その発展の中から誕生した帝国主義、つまり、「資本主義的帝国主義」(レーニン『資本主義の最高の段階としての帝国主義』・レーニン全集第二十二巻・大月書店・三〇六頁)のことである。
- 資本主義的帝国主義としての帝国主義とは、一つの国において、歴史的に高度に発達して、「独占資本」を持つに至った資本主義が、①自国の国家と②自己の輸出商品・輸出資本を用いて、他国・他国民族・他国人民を、侵略したり抑圧したり併合したりして、経済的・政治的・法的・文化的に支配・搾取・差別する立場のことを言う。
- 「独占資本」とは、銀行資本と結合して、一つの産業分野において、その分野の「商品」(交換されることを目的にして生産される労働生産物)の五〇%以上→一〇〇%までを、生産したり、販売したりして、その産業分野を支配する巨大な一個または数個の資本(労働力を搾取る生産手段。この資本によって、生活物質のほとんどが商品として生産・販売される経済を、資本主義という)のことを指す。この独占資本の所有者・経営者層を、独占資本家層(独占ブルジョアジー)と呼ぶ。この独占資本家層が、現代資本主義国の支配者層となっている。

一般論としての帝国主義から、資本主義的帝国主義を理論化したのは、ヴェ・イ・レーニンであった。

レーニンの分析によれば、「アメリカとヨーロッパにおける、ついでまたアジアにおける資本主義の最高の段階としての帝国主義は、一八九八—一九一四年ごろまでに完全に形づくられた。スペイン—アメリカ戦争（一八九八年）、イギリス—ボア戦争（一八九九—一九〇二年）、日露戦争（一九〇四—一九〇五年）、一九〇〇年のヨーロッパの経済恐慌——これらが、世界史の新しい時代の主要な歴史的指標である」（レーニン『帝国主義と社会主義の分裂』・レーニン全集第二十三巻・大月書店・一一三頁）。

資本主義は、歴史的には、「近代ブルジョア民主主義革命」（例えば、オランダにおけるスペイン（絶対君主・フェリペ二世）からの独立をめざした一五六八年—一五八一年の「ネーデルラント革命」（一五八一年七月二六日勝利）、イギリスにおける一六四二年—一六四九年の絶対君主（チャールズ一世）を処刑した「清教徒革命（ピューリタン革命）」（一六四九年五月一九日勝利）と一六八八年の絶対君主（ジェームズ二世）を追放した「名誉革命」（一六八八年二月三日勝利）、アメリカにおけるイギリス（立憲君主・ジョージ三世）からの独立をめざした一七七五年—一七八三年の「独立革命」（一七八三年九月三日勝利）、フランス（絶対君主・ルイ一六世治下）における一七八九年の封建制度を否定した「大革命」（一七八九年八月四日勝利）など）の勝利以降、「資本の原始的蓄積」「段階」から、「産業革命」（歴史的には、一七六〇年にイギリス（一八三〇年にかけて）で始まり、フランス（一八三〇年から）・アメリカ（一八三〇年から）・ドイツ（一八四〇年から）などで一八七〇年までに）を経て、「産業資本主義」「段階」へ（一八九七年まで）と発展し、さらに、「産業資本主義」「段階」から「帝国主義」「段階」へと発展してきた。

帝国主義は、レーニンによれば、経済的には、「(1)独占資本主義」、「(2)寄生的な、または腐敗しつつある資本主義」、「(3)死滅しつつある資本主義（社会主義へ移行しつつある資本主義）」（前掲・レーニン『帝国主義と社会主義の分裂』・一一二頁、一一四頁）という標識を有する。また、それは、政治的には、「(1)全線にわたる政治的反動」、「(2)民族的抑圧」、「(3)領土併合」（前掲・レーニン『帝国主義と社会主義の分裂』・一一三頁、レーニン『帝国主義論ノート』・レーニン全集第三十九巻・大月書店・七二九頁）という標識を有する。

独占資本主義は、レーニンによれば、「(一)生産と資本の集積。これが高度の発展段階に達して、経済生活で決定的な役割を演じている独占体をつくりだすまでになったこと。(二)銀行資本が産業資本と融合し、この『金融資本』を基礎として金融寡頭制がつくりだされたこと。(三)商品輸出とは区別される資本輸出が、とくに重要な意義を獲得していること。(四)資本家の国際的独占団体が形成されて、世界を分割していること。(五)資本主義的最強国による地球の領土的分割が完了していること」（前掲・

レーニン『資本主義の最高の段階としての帝国主義』・三〇七―三〇八頁) という標識を有する資本主義である。かくして、帝国主義とは、レーニンによれば、「独占体と金融資本との支配が成立して、資本の輸出が顕著な重要性を獲得し、国際トラストによる世界の分割がはじまり、最強の資本主義諸国によるいつさいの領土の分割が完了した、そういう発展段階の資本主義である」(前掲・レーニン『資本主義の最高の段階としての帝国主義』・三〇八頁)。

次に、この帝国主義の発展については、独占資本主義の時代から(一八九八年―一九一四年から)、国家独占資本主義の時代(第一次世界大戦・一九一九年―一九四五年から) ↓ 多国籍企業型国家独占資本主義の時代(一九五七年(一九五七年三月二五日の「ヨーロッパ経済共同体」創設のための「ローマ条約」調印)前後(アメリカの場合)―一九七〇年代(ヨーロッパ諸国の場合)―一九八一年(日本の場合) から今日) へと発展してきた。

国家独占資本主義は、独占資本主義の展開形態であり、帝国主義の(従って、資本主義の)最終段階であると考えられる。

国家独占資本主義は、「(1)『国家の独占資本への全面的従属』という形態をとった『国家と独占資本の全面的癒着』」を基本的標識とし、「(2)国家の経済過程への全面的介入とその統制」、「(3)国家財政への独占資本の全面依存」、「(4)最高度の腐朽性と寄生性」、「(5)全線における最高度の政治的反動(反共産主義・反民主主義)」、「(6)社会主義への移行の経済的・政治的イデオロギー(Ideologie 観念形態)的条件的完熟化」という標識を有する独占資本主義である。

この国家独占資本主義は、高度に発達した資本主義を持つ国において、第一次世界大戦(一九一四年七月二八日―一九一八年一月一日)と一九二九年一〇月二四日から始まる「世界大恐慌」(一九三三年まで)を画期にして始まり、第二次世界大戦(一九三九年九月一日―一九四五年九月二日)によって進行化し、そして、第二次世界大戦後に普遍的現象となった。国家の独占資本への「従属」は、各国において、次のような「方法」を用いて達成されている。

- ① 独占資本による政党・議員・高級官僚の買収
- ② 独占資本による企業への高級官僚の受入れ。独占資本による企業の職員の国家機関への出向
- ③ 独占資本の代表者による政府の「審議会」の占拠
- ④ 独占資本家や独占資本の代理人による国家機関(大統領、総理大臣、大統領府、内閣、議会、裁判所など)や自治体機関(首長、副首長、議会など)の占拠
- ⑤ 独占資本の政党とその活動の存在

⑥ 独占資本とその政府による公務員労働組合および民間企業労働組合の首脳部の買収

⑦ 独占資本の団体による政党・議員・高級官僚・国民の誘導

⑧ 独占資本によるマス・メディアの運営とマス・コミュニケーションの占拠

多国籍企業型国家独占資本主義とは、国家独占資本主義の段階にある資本主義国のその国家独占資本主義から生まれた「多国籍企業」が、自国の経済、並びに、世界各国の経済と世界の経済を動かす時代の国家独占資本主義である。

多国籍企業 (multinational corporation) とは、基本的には、その国の独占資本が保有し、自国の国家権力の保護を受ける巨大企業が海外子会社を持つ親会社となり、当該親会社 (本社) とその親会社の管理・統制によって自国の親会社と一体となって活動する諸国の海外子会社・海外支店の総体 (国際的独占体) を指す。

アメリカ・ヨーロッパ諸国・日本等の独占資本が保有する多国籍企業は、報道や出版物を利用すれば、進出した国、とりわけ、その発展途上国において、その国の国家権力の直接的間接的保護のもとで、その国の資本・技術・市場・資源などを支配し、環境破壊 (大気汚染、水汚染、森林伐採など)、基本的人権の侵害 (組合活動家の解雇、ストライキ参加を理由とする解雇、最低賃金さえ支払わない、セクシュアル・ハラスメント [sexual harassment 性的嫌がらせ]、残業手当不払い、食事抜き労働、退職金不払い、労働者殴打など)、政治干渉 (贈賄、献金、買収、政権打倒活動——例えば、アメリカの I T T (国際電信電話会社) のチリのアジェンデ政権に対するその成立 (一九七〇年一月三日) 阻止活動とその打倒 (一九七三年九月一日) 活動への参加——、ごり押し要求など)、文化破壊 (先住民抑圧・排除など)、難民やスラム・路上住民の創出などを行っている。

多国籍企業の形成は、歴史的には、一九五七年 (一九五七年三月二五日の「ヨーロッパ経済共同体」創設のための「ローマ条約」調印) 前後 (アメリカの場合) ——一九七〇年代 (ヨーロッパ諸国の場合) ——一九八一年 (日本の場合) から、始まった。

二一世紀現代の「帝国主義」は、多国籍企業型国家独占資本主義を基礎とする「多国籍企業型帝国主義」である。それは、一つの国の歴史的に高度に発達して「国家独占資本主義」となった資本主義が、基本的に、植民地を求めずに、自国の国家と自己の輸出資本——「多国籍企業」を用いて、他国・他民族・他国民を経済的政治的法的文化的に支配・搾取・差別する立場 (新植民地主義的立場) を言う。

「多国籍企業型帝国主義」の帝国主義イデオロギーは、グローバル化 (globalization) である。

グローバル化は、「資本」・「商品」・「サービス」・「労働力」・「投機マネー」・「情報」・「技術」などの国境を超える活動



の自由化を志向する思考であり、「経済の地球規模化」と訳されている。

グローバリゼーションは、アメリカの「多国籍企業」の世界的横行と「投資機関」（銀行・証券会社・投資ファンドなど）による「投機」の世界的横行を正当化するために、つまり、アメリカによる世界経済の支配化を正当化するために、ソヴェト社会主義共和国連邦の消滅（一九九一年二月三日）を「こけ」にして、一九九〇年代初頭にアメリカ発で主張された。

グローバリゼーションは、二つの要素で構成されている。

一つは、「ネオ・リベラリズム (neoliberalism)」（新自由主義）の要素である。その内容は、「多国籍企業」や「投資機関」の活動の自由を阻害するものは、すべて「悪」であり、各国は、自国に存在する多国籍企業や投資機関の活動の自由を阻害する「規制」を緩和・撤廃し、或いは、利潤追求主義を拒否する「公共圏」を限りなく縮小し、自己責任の原則のもとで、自由競争によってすべての富の分配を決定しようとする「市場原理主義」が貫けるような体制を確立すべきであるとするものである。

そのもう一つは、「グローバル・スタンダード (global standard)」（世界標準）の要素である。その内容は、「ネオ・リベラリズム」に立脚して、世界各国は、アメリカの国家や多国籍企業や投資機関のもつ「資本」・「商品」・「サービス」・「投機」・「労働力」・「情報」・「技術」・「企業統治」・「企業会計」・「福祉」・「教育」などについての価値や基準や規則や体制を、「世界標準」として自国に取り入れるべきであるとするものである。

グローバリゼーションは、アメリカ帝国主義が他国帝国主義を束ねて、その総力で、グローバリゼーションによって生まれる世界中の反帝国主義勢力を支配・搾取・差別しようとするイデオロギーである。

「多国籍企業型帝国主義」は、帝国主義の「現代型」であり、帝国主義の最終形態であると考えられる。

(14) 国際連合憲章「第五条」が定める「集団的自衛権」とは、(1) 自国が武力攻撃を受けていなくても、(2) 武力攻撃を受けた国によるその旨の表明とその国からの援助の要請があれば、(3) 自国に危機がなくても、自国が武力攻撃を受けたとみなして、(4) 他国に武力攻撃を加えている国に武力攻撃を加えることができる、という権利である。

自国が武力攻撃を受けていないのにもかかわらず、他国を武力攻撃するのは侵略であるから、集団的自衛権の本質は、その権利を要請する側から見れば、援助を求める権利であるが、その権利の要請を受ける側からすれば、侵略する権利である。従って、集団的自衛権は、自国を守ること、国民を守ることと無関係に行使できる権利である。

国際法学者は、「集団的自衛権」を次のように定義している。

例えば、田畑茂二郎『国際法 I(新版)』・有斐閣(法律学全集55)・一九七三年は、「集团的自衛権とは、ごく端的にいうならば、自国が直接攻撃をうけなくても、連帯関係にある他の国が攻撃をうけた場合、それを自国に対する攻撃とみなして反撃しうる権利をいう」(三五九頁)と述べている。アラン・ブレ、ジャン・ピエール・コット共編(中原喜一郎・斎藤恵彦監訳)『コマンテール国際連合憲章 上』・東京書籍・一九九三年は、国際連合憲章「第51条の名において、すべての国連加盟国は、武力侵略の犠牲国である他の国家を救うために武力行使に訴える権利をもつ。この権利(集团的自衛権——引用者)は、介入する国家はそれ自体が武力侵略の犠牲国である必要は必ずしもないと解釈された(侵略の犠牲国となった場合には、「個別的」自衛権を援用し、行動することができるであろう)」。ある国家は侵略を受けた国の要請、または同意なしに侵略を行った国に対して武力を行使することはできない」(九五五頁)と述べている。田岡良一『国際法上の自衛権 新装版』・勁草書房・二〇一四年は、「集团的自衛権は、組成国(国際連合加盟国のこと——引用者)の一つに対して武力攻撃がなされたとき、この攻撃の直接の対象となっていない他の国々が、被攻撃国を守り、攻撃国に対して武力を行使する権利を指すというのが、普通の解釈である」(二五六頁)と述べている。

日本国の国家は、安倍内閣が、自由民主党と公明党の協力を得て作成し、二〇一四年七月一日に閣議決定した日本国憲法「第九条」(非戦・非武装・対話・永久平和主義)に違反する国家に集团的自衛権の行使権を認める文書「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」(防衛省編「平成26年版 日本の防衛——防衛白書——」・日経印刷株式会社・二〇一四年・三七六—三七八頁)に基づいて、二〇一五年九月一九日に、安倍内閣と自由民主党と公明党が、「平和安全法制整備法」と「国際平和支援法」という侵略戦争法を強行採決で制定したことにより、「集团的自衛権」を行使できるとしてしまった。「平和安全法制整備法」(我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律)を構成する一〇本の改定法は、次の通りである。

(1)自衛隊法の一部改正。(2)国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部改正。(3)周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律の一部改正(重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律となる)。(4)周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律の一部改正(重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律となる)。(5)武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に関する法律の一部改正(武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に関する法律となる)。(6)武力

攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律の一部改正（武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律となる）。(7) 武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律の一部改正。(8) 武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律の一部改正（武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律となる）。(9) 武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律の一部改正（武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律となる）。(10) 国家安全保障会議設置法の一部改正。

「第百八十九回国会衆議院 我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会議録 第二号」（平成二十七年五月二十一日・火曜日）・二頁以下。

この法律は、自衛隊が個別的自衛権と集団的自衛権を行使して、自衛戦争も侵略戦争もできるようにしたものである。

「国際平和支援法」（「国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律」）は、世界中で侵略戦争や侵略目的の武力による威嚇及び武力の行使を行うアメリカ軍に自衛隊が軍事協力を行うことができるようにしたものである。

(15) アフリカのジブチ共和国に自衛隊基地が建設され、二〇二一年六月一日より使用されている。

(16) 二〇二〇年七月一日付「読売新聞（夕刊）」。

(17) 二〇二〇年七月二日付「産経新聞」、二〇二〇年七月二七日付「朝日新聞（朝刊）」。

(18) 二〇一九年七月六日付「読売新聞（朝刊）」。

(19) 中国共産党が、二〇一四年一月二八日・二九日に開催した「中央外事工作会议」で、習近平国家主席は、「中国の特色・中国の精神・中国の貫禄を有する」「新型の国際関係を打ち建てる」と強調した（二〇一四年一月三〇日付「人民日報」。翠川信人・立正大学講師の御助力を得た）。

(20) 丸川知雄「爪を隠した経済大国・中国の展望」、《中央公論》・二〇二一年五月号・中央公論新社・一三五頁。

(21) 二〇二一年三月七日付「読売新聞（朝刊）」。

(22) 二〇二一年三月一日付「産経新聞」・「毎日新聞（朝刊）」。

(23) 二〇二一年三月二五日付「しんぶん赤旗」。

(24) 二〇二二年三月四日付「読売新聞(夕刊)」、同三月五日付「朝日新聞(朝刊)」、「読売新聞(朝刊)」、同三月六日付「しんぶん赤旗」。

(25) 二〇二二年三月五日付「産経新聞」、「しんぶん赤旗」、「読売新聞(朝刊)」。

(26) 二〇二二年三月一日付「読売新聞(朝刊)」。

### 資料

「新たな時代における日米グローバル・パートナーシップ」(全文)

日米首脳共同声明「新たな時代における日米グローバル・パートナーシップ」

2021年4月16日

ジョセフ・バイデン大統領は、同大統領の政権下で初めて米国を訪問する外国首脳となる菅義偉総理大臣を歓迎でき、光栄に思う。今日、日本と米国は、インド太平洋地域、そして世界全体の平和と安全の礎となった日米同盟を新たにする。海が日米両国を隔てているが、自由、民主主義、人権、法の支配、国際法、多国間主義、自由で公正な経済秩序を含む普遍的価値及び共通の原則に対するコミットメントが両国を結び付けている。我々は共に、自由民主主義国家が協働すれば、自由で開かれたルールに基づく国際秩序への挑戦に対抗しつつ、新型コロナウイルス感染症及び気候変動によるグローバルな脅威に対処できることを証明することを誓う。この日米両国の友情の新たな時代を通じて、両国の民主主義はそれぞれ強く成長するだろう。

日米両国の歴史的なパートナーシップは、両国の国民の安全と繁栄にとって不可欠である。争いの後に結ばれた日米同盟は、日米両国にとっての基盤となった。世界は幾度も変化しようになった。日米両国の文化的あるいは人的つながりはかつてなく深まり、多国間機関において、あるいは、グローバルな通商及び投資の拡大において、さらにはインド太平洋地域の平和、安全及び繁栄の推進において、両国は共に先頭に立ってきた。日米両国の長年にわたる緊密な絆を祝福し、菅総理とバイデン大統領は、消え去ることのない日米同盟、普遍的価値及び共通の原則に基づく地域及びグローバルな秩序に対するルールに基づくアプローチ、さらには、これらの目標を共有する全ての人々との協力を改めてコミットする。日米両国は、新たな時代のためのこれらのコミットメントを誓う。

## 自由で開かれたインド太平洋を形作る日米同盟

日米同盟は揺るぎないものであり、日米両国は、地域の課題に対処する備えがかつてなくできてきている。日米同盟は、普遍的価値及び共通の原則に対するコミットメントに基づく自由で開かれたインド太平洋、そして包摂的な経済的繁栄の推進という共通のビジョンを推進する。日米両国は、主権及び領土一体性を尊重するとともに、平和的な紛争解決及び威圧への反対にコミットしている。日米両国は、国連海洋法条約に記載されている航行及び上空飛行の自由を含む、海洋における共通の規範を推進する。

菅総理とバイデン大統領は、このビジョンを更に発展させるために日米同盟を一層強化することにコミットするとともに、2021年3月の日米安全保障協議委員会の共同発表を全面的に支持した。日本は同盟及び地域の安全保障を一層強化するために自らの防衛力を強化することを決意した。米国は、核を含むあらゆる種類の米国の能力を用いた日米安全保障条約の下での日本の防衛に対する揺るぎない支持を改めて表明した。米国はまた、日米安全保障条約第5条が尖閣諸島に適用されることを再確認した。日米両国は共に、尖閣諸島に対する日本の施政を損なおうとするいかなる一方的な行動にも反対する。日米両国は、困難を増す安全保障環境に即して、抑止力及び対処力を強化すること、サイバー及び宇宙を含む全ての領域を横断する防衛協力を深化させること、そして、拡大抑止を強化することにコミットした。日米両国はまた、より緊密な防衛協力の基礎的な要素である、両国間のサイバーセキュリティ及び情報保全強化並びに両国の技術的優位を守ることの重要性を強調した。日米両国は、普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策である、辺野古における普天間飛行場代替施設の建設、馬毛島における空母艦載機着陸訓練施設、米海兵隊部隊の沖縄からグアムへの移転を含む、在日米軍再編に関する現行の取り決めを実施することに引き続きコミットしている。日米両国は、在日米軍の安定的及び持続可能な駐留を確保するため、時宜を得た形で、在日米軍駐留経費負担に関する有意義な多年度の合意を妥結することを決意した。菅総理とバイデン大統領は、インド太平洋地域及び世界の平和と繁栄に対する中国の行動の影響について意見交換するとともに、経済的なもの及び他の方法による威圧の行使を含む、ルールに基づく国際秩序に合致しない中国の行動について懸念を共有した。日米両国は、普遍的価値及び共通の原則に基づき、引き続き連携していく。日米両国はまた、地域の平和及び安定を維持するための抑止の重要性も認識する。日米両国は、東シナ海におけるあらゆる一方的な現状変更の試みに反対する。日米両国は、南シナ海における、中国の不法な海洋権益に関する主張及び活動への反対を改めて表明するとともに、国際法により律せられ、国連海洋法条約に合致した形で航行及び上空飛行の自由が保証される、自由で開かれた南シナ海における強固な共通の利益を再確認した。日米両国は、台湾海峡の平和と安定の重要性を強調するとともに、兩岸問題の平和的解決を促す。日米両国は、香港及び新疆ウイグル自治区における人権状況へ

の深刻な懸念を共有する。日米両国は、中国との率直な対話の重要性を認識するとともに、直接懸念を伝達していく意図を改めて表明し、共通の利益を有する分野に関し、中国と協働する必要性を認識した。

日米両国は、北朝鮮に対し、国連安保理決議の下での義務に従うことを求めつつ、北朝鮮の完全な非核化へのコミットメントを再確認するとともに、国際社会による同決議の完全な履行を求めた。日米両国は、地域の平和と安定を維持するために抑止を強化する意図を有し、拡散のリスクを含め、北朝鮮の核及びミサイル計画に関連する危険に対処するため、互いに、そして、他のパートナーとも協働する。バイデン大統領は、拉致問題の即時解決への米国のコミットメントを再確認した。

日米両国は、皆が希求する、自由で、開かれ、アクセス可能で、多様で、繁栄するインド太平洋を構築するため、かつてなく強固な日米豪印(クアッド)を通じた豪州及びインドを含め、同盟国やパートナーと引き続き協働していく。日米両国はインド太平洋におけるASEANの一体性及び中心性並びに「インド太平洋に関するASEANアトルック」を支持する。日米両国はまた、韓国との三カ国協力が我々共通の安全及び繁栄にとり不可欠であることにつき一致した。日米両国は、ミャンマー国軍及び警察による市民への暴力を断固として非難し、暴力の即時停止、被拘束者の解放及び民主主義への早期回復を強く求めるための行動を継続することにコミットする。

#### 新たな時代における同盟

日米両国が共有する安全及び繁栄のためには21世紀に相応しい新たな形の協力が必要であることを認識し、菅総理とバイデン大統領は「日米競争力・強靱性(コア)パートナーシップ」を立ち上げた。日米両国のパートナーシップは、持続可能な、包摂的で、健康で、グリーンな世界経済の復興を日米両国が主導していくことを確実にする。それはまた、開かれた民主的な原則にのっとり、透明な貿易ルール及び規則並びに高い労働・環境基準によって支えられ、低炭素の未来と整合的な経済成長を生み出すだろう。これらの目標を達成するため、このパートナーシップは、①競争力及びイノベーション、②新型コロナウイルス感染症対策、国際保健、健康安全保障(ヘルスセキュリティ)、③気候変動、クリーンエネルギー、グリーン成長・復興に焦点を当てる。

日米両国は、デジタル経済及び新興技術が社会を変革し、とてつもない経済的機会をもたらす可能性を有していることを認識する。日米両国は、生命科学及びバイオテクノロジー、人工知能(AI)、量子科学、民生宇宙分野の研究及び技術開発における協力を深化することによって、両国が個別に、あるいは共同で競争力を強化するため連携する。菅総理とバイデン大統領は、第5世代無線ネットワーク(5G)の安全性及び開放性へのコミットメントを確認し、信頼に足る事業者に依拠することの重要性につき一致した。日米両

国は、活発なデジタル経済を促進するために、投資を促進し、訓練及び能力構築を行うため、両国の強化されたグローバル・デジタル連結性パートナーシップを通じて、他のパートナーとも連携する。日米両国はまた、両国の安全及び繁栄に不可欠な重要技術を育成・保護しつつ、半導体を含む機微なサプライチェーンについても連携する。

日米両国は、デジタル貿易協力、気候変動に関する目標に資する通商政策の策定、世界貿易機関(WTO)改革、インド太平洋における包括的な成長の促進を含む、共通の利益を推進し、両国の強固な二国間通商関係を維持し、更に強化することにコミットしている。日米両国は、二国間、あるいはG7やWTOにおいて、知的財産権の侵害、強制技術移転、過剰生産能力問題、貿易歪曲的な産業補助金と連携しつつ、インド太平洋地域における繁栄を達成し、経済秩序を維持することに對するコミットメントを再確認する。

気候危機は、世界にとって生存に関わる脅威であることを認識し、日米両国は、この危機と闘うための世界の取り組みを主導していく上で、両国が極めて重要な役割を果たさなければならないことを認識する。日米両国は、双方が世界の気温上昇を摂氏1.5度までに制限する努力及び2050年温室効果ガス排出実質ゼロ目標と整合的な形で、2030年までに確固たる気候行動を取ることにコミットした。この責任を認識し、菅総理とバイデン大統領は、「日米気候パートナーシップ」を立ち上げた。このパートナーシップは、①パリ協定の実施と2030年目標/国が決定する貢献(NDC)の達成、②クリーンエネルギー技術の開発、普及及びイノベーション、③各国、特にインド太平洋におけるその他の国における脱炭素化を支援する取り組み、の3本柱からなる。

新型コロナウイルス感染症は、日米両国及び世界に対して、我々が生物学的な大惨事への備えができていないことを示した。この目的のため、日米両国はまた、健康安全保障(ヘルスセキュリティ)の推進、将来の公衆衛生危機への対応及びグローバルヘルスの構築のための協力を強化する。2021年3月12日の史上初の日米豪印(クアッド)首脳会議において、日米両国は、多国間の取り組みを補完するため、インド太平洋地域への安全で有効な新型コロナウイルス・ワクチンの製造、調達及び配送を拡大することを目的とした、日米豪印(クアッド)ワクチン専門家作業部会を立ち上げた。新型コロナウイルス感染症に対処する中で、日米両国は、次のパンデミックに備え、グローバルな健康安全保障(ヘルスセキュリティ)やグローバルヘルスに関する二国間の官民協力も強化しなければならない。日米両国は、潜在的な衛生上の緊急事態の早期かつ効果的な予防、探知及び対処を通じてパンデミックを防ぐ能力を強化するとともに、透明性を高め、不当な影響を受けないことを確保することによって世界保健機関(WHO)を改革するために協働する。日米両国はまた、新型コロナウイルスの起源、あるいは将来の起源不明の感染症の検証に関する、干渉や不当な影響を受けない、透明

で独立した評価及び分析を支持する。日米両国は、インド太平洋がより良い地域的なパンデミックへの備えを構築することを支援するために決定的な行動を取ることを決意するとともに、世界健康安全保障アジェンダといった既存のイニシアチブを通じたものや健康安全保障のためのファイナンシングのメカニズム、地域的なサージ・キャパシティー及び迅速な対応のためのトリガーについて連携する新たなパートナーシップを通じたものを含め、感染症の発生を予防・探知・対処するための全ての国の能力を構築するために両国及び多国間で協働する。さらに、より健康でより強靱な未来を見据え、日米両国はCOVAXへの支援を強化する。日米両国はまた、パンデミックを終わらせるため、グローバルな新型コロナウイルス・ワクチンの供給及び製造のニーズに関して協力する。

これらの新たなパートナーシップは、驚くべき地政学的変化の時代において、科学、イノベーション、技術及び保健に関する日米両国のリーダーシップを活用する。これらのパートナーシップにより、インド太平洋地域をより強靱で活気に満ちた未来に導くべく、この地域のより良い回復が可能となるだろう。

#### 今後に向けて

今日、日米両国が担う責任は重大なものだが、両国は決意と結束をもってそれらに向き合う。日米両国は、両国が有する地域のビジョンに対する挑戦にもかかわらず、両国の安全保障関係が確固たるものであること、世界的な悲しみと困難の1年を経て、両国のパートナーシップが持続可能なグローバル経済の回復を支えるものであること、そして、ルールに基づく国際秩序の自由及び開放性に対する挑戦にもかかわらず、そのような国際秩序を主導するため、日米両国が世界中の志を同じくするパートナーと協力することを確実にする。人的つながりが日米両国の友情の基盤となっており、マンスフィールド研修計画といったイニシアチブを通じ、日米両国は、将来にわたって日米同盟を支える二つの社会の間の架け橋を築き続ける。バイデン大統領は、今夏、安全・安心なオリンピック・パラリンピック競技大会を開催するための菅総理の努力を支持する。両首脳は、東京大会に向けて練習に励み、オリンピック精神を最も良く受け継ぐ形で競技に参加する日米両国の選手たちを誇りに思う旨表明した。日米両政府は、自由で開かれたインド太平洋の実現に向けた我々の政策を調整・実施するためのものを含め、あらゆるレベルで意思疎通することを継続する。何よりも、日米両国は、両国のパートナーシップが今後何十年にもわたり、両国の国民の安全と繁栄を可能にすることを認識し、確固たる同盟という考え方そのもののへの投資を新たにする。

(二〇二一年四月一八日付「朝日新聞(朝刊)」・「日本経済新聞(朝刊)」・「読売新聞(朝刊)」を利用。)

(ワシントン＝共同通信)